発 議 第 ５ 号

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項、及び志摩市議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

令 和 ８ 年 ９ 月 ３ ０ 日　提出

志摩市議会議長　　濱　口　　卓　様

提出者　志摩市議会教育厚生常任委員会
委員長　堀 江 し お ん

「義務教育費国庫負担制度の充実」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することは不可欠です。また、義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保とその対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。

志摩市でも、急速にＩＣＴ化がすすめられ、小中学校においては、国庫補助・地方財政措置等により、１人１台タブレット型端末や校内Wi-Fi環境の整備、ＩＣＴ支援員の配置がされました。これらは国の予算措置があったからこそ整備できたものであり、国の財政支援が十分でなくなれば、地方自治体の財政力によって教育環境に大きな「地域間格差」が生じることになります。

すべての子どもたちの「学びの格差」を防ぐためにも、義務教育費国庫負担制度の拡充と安定した財源確保が必要です。

また、部活動の地域展開や屋内運動場の空調設備なども市町の財源によるところが大きく、すべての市町において、教育水準と機会の均等が図られるためにも、市町の財政だけに頼らない施策が必要です。

未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことです。義務教育については、国が責任を果たすとの理念のもと、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより措置の対象の拡充をふくめた制度のさらなる充実を求めます。

よって、本市議会は、このような状況を十分に認識していただき、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望します。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和８年９月　　日

志摩市議会議長　濱　口　　卓

衆議院議長　　森　　英　介　様
参議院議長　　関　口　　昌　一　様
内閣総理大臣　高　市　　早　苗　様
総務大臣　　藤　井　比早之　様
財務大臣　　片　山　さつき　様
文部科学大臣　関　　芳　弘　様